

令和8年度

事業所税の手引（別冊）

事業所税の非課税、課税標準の特例及び減免に係る一覧表

尼崎市

別表1 非課税の範囲

事業所税の非課税の範囲は、次表のとおりですが、適用に際して次の事項に御注意ください。

(1) 適用上の注意事項

- ① 非課税の規定の適用を受けるかどうかの判定は、課税標準の算定期間（法人にあっては事業年度、個人にあっては個人に係る課税期間）の末日の現況により行います。
- ② 障害者（身体障害者・知的障害者・精神障害者）及び年齢65歳以上の者【注1】（役員を除く。）に対して支払われる給与等は、従業者割の算定上課税対象とはなりません。

【注1】 平成17年3月25日地方税法等の一部を改正する法律により、非課税となる従業者の年齢が60歳以上から65歳以上に引き上げられました。

ただし、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」により雇用確保措置が義務化される年齢が引き上げられることにあわせ次のとおり引き上げられます。

1. 平成18年4月1日以後開始する法人の事業年度又は個人の年分 62歳以上
 2. 平成19年4月1日以後開始する法人の事業年度又は個人の年分 63歳以上
 3. 平成22年4月1日以後開始する法人の事業年度又は個人の年分 64歳以上
 4. 平成25年4月1日以後開始する法人の事業年度又は個人の年分 65歳以上
- ③ 新規で非課税床面積の適用を受けるには、面積がわかる平面図及び関係書類の提出が必要です。

(2) 表の見方

- ① 項・号は、地方税法第701条の34（事業所税の非課税の範囲）の規定の項番号及び号番号並びに地方税法附則の条・項番号をあらわします。

(例)

項	号
3	3

とあるのは、地方税法第701条の34第3項第3号の規定が根拠となります。

項・号は、第44号様式別表2に記載してください。

- ② 非課税該当欄に○印があるものには、その対象施設等に課する事業所税の全部が非課税になります。

1/2とあるものは、その対象施設等に課する事業所税の半分が非課税になります。

地方税法 第701条の34		非課税の範囲	非課税該当		対象施設等
項	号		資産割	従業者割	
1		国、非課税独立行政法人並びに公共法人（非課税独立行政法人を除く。）	○	○	国及び法人税法別表第1の法人
2		公益法人等（防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合を含む。）又は人格のない社団等（収益事業に係るものを除く。）	○	○	法人税法別表第2の法人（学校法人、健康保険組合、公益社団法人、公益財団法人等）法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの
3	3	博物館及び教育文化施設	○	○	博物館、図書館、私立の幼稚園
	4	公衆浴場	○	○	道府県知事が入浴料金を定める公衆浴場
		と畜場	○	○	
	6	死亡獣畜取扱場	○	○	
	7	水道施設	○	○	取水施設、貯水施設、浄水施設等であって、水道事業者等の管理に属するもの
	8	一般廃棄物の処理事業用施設	○	○	市長の許可、又は市の委託、又は再生利用の特例に係る環境大臣の認定を受けて行う一般廃棄物の収集、運搬又は処分等の事業の用に供する施設
	9	病院、診療所、介護老人保健施設及び医療関係者の養成所	○	○	病院、診療所、介護老人保健施設（医療法人が開設するもの）、医療関係者の養成所（看護師、准看護師、歯科衛生士、保健師、助産師、診療放射線技師、歯科技工士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師の養成所）、介護医療院（医療法人が開設するもの）
	10	保護施設	○	○	救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所
	10の2	小規模保育事業の用に供する施設	○	○	
	10の3	児童福祉法に規定する児童福祉施設（次号に該当するものを除く）	○	○	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、里親支援センター
	10の4	認定こども園	○	○	
	10の5	老人福祉施設	○	○	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター
	10の6	障害者総合支援法に規定する一定の障害者支援施設	○	○	
	10の7	社会福祉事業の用に供する施設	○	○	
	10の8	介護保険法に規定する包括的支援事業の用に供する施設	○	○	
	10の9	家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の用に供する施設	○	○	
11	農林漁業者の生産施設	○	○	農作物育成管理用施設、畜舎、家畜飼養管理用施設、農舎、農産物乾燥施設、農業生産資材貯蔵施設、たい肥舎及びサイロ等	
12	農業協同組合等の共同利用施設	○	○	農林水産業者の共同利用生産施設、共同利用施設で国の補助等を受けて設置される保管、加工又は流通施設、研修施設、試験・研究施設	
14	卸売市場等の施設	○	○	卸売市場、付設集卸売場、倉庫、冷蔵庫、処理加工施設、配達センター、計算センター、生鮮食料品等保管施設	
16	一般送配電事業、送電事業、配電事業、発電事業又は特定供給事業の用に供する施設	○	○	電気工作物（発電、蓄電、変電、送電、配電、電気の使用のために設置する機械、器具、ダム、水路、貯水池、電線路等）並びに当該施設の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視、点検、検査又は操作のために必要な施設	

地方税法 第701条の34		非課税の範囲	非課税該当		対象施設等
項	号		資産割	従業者割	
3	17	一般ガス導管事業又はガス製造事業の用に供する施設	○	○	ガス工作物（ガス発生設備、ガスホルダー、ガス精製設備、排送機、圧送機、整圧器、導管、受電設備等）並びに当該施設の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視、点検、検査又は操作のために必要な施設
	18	独立行政法人中小企業基盤整備機構法に規定する連携等又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業を行う者が独立行政法人中小企業基盤整備機構からの資金の貸付け等を受けて設置する施設	○	○	工場、研究施設、情報サービス業を行う事業場、店舗、倉庫及び共同施設並びにこれらの附属設備で、中小企業者が行う当該事業等の用に供するもの
	19	総合特別区域法に規定する事業を行う者が市町村からの資金の貸付けを受けて設置する施設	○	○	
	20	鉄道事業者又は軌道経営者がその本来の事業の用に供する施設	○	○	鉄道事業者又は軌道経営者がその本来の事業の用に供する施設（発電の用に供する施設を除く。）で事務所以外の施設（営業所、停車場、停留所、車庫、資材機械等の貯蔵倉庫等）
		運送事業施設（一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客を運送する者に限る。）若しくは一般貨物自動車運送事業又は一定の貨物利用運送事業の用に供するものに限る。）	○	○	運送事業者の事務所以外の施設（営業所、案内所、待合室、車庫、上屋、荷さばき施設等）
	22	バスターミナル又はトラックターミナル施設	○	○	自動車ターミナル事業の用に供する事務所以外の施設（停留場所、洗車場、給油所等）
	24	第一種指定電気通信設備を設置する者等が電気通信事業の用に供する施設（携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置を用いて電気通信役務を提供する事業を除く。）	○	○	事務所、研究施設、研修施設以外の施設
	25	一般信書便事業者の事業用施設	○	○	信書便物の引受け及び配達のために供する施設その他信書便物の送達のために供する施設で信書便物の表示、区分、転送、還付及び管理の用に供するもの
	25の2	日本郵便㈱が業務の用に供する施設で一定のもの	○	○	
	26	勤労者の福利厚生施設	○	○	事業主又は事業主の団体、国家公務員共済組合連合会等、農業協同組合等、民法第34条の法人又は人格のない社団等が経営又は委託して行う勤労者の利用に供する福利厚生施設（体育館、売店、食堂、娯楽室、診療室、理髪室等）
	27	路外駐車場で一定のもの	○	○	道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって一般公共の用に供されるものうち都市計画で定められた都市計画駐車場、届出義務駐車場等
28	原動機付自転車又は自転車駐車場	○	○	都市計画に定められた原動機付自転車又は自転車の駐車のための施設	
29	西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱等が行う、高速道路に係る一定の事業の用に供する施設	○	○	事務所以外の施設	
4		多数の者が出入する一定の防火対象物で設置される消防用設備等及び避難施設等	○ 又は 1/2		一定の防火対象物（表ア） 消防用設備等及び防災に関する施設及び設備（表イ）
5		港湾運送事業用施設		○	港湾運送の業務に従事する労働者詰所、現場事務所

表ア 一定の防火対象物（消防法施行令別表1のうち下表に掲げる建物）

整理番号 (項)	建物の用途
1	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 ロ 公会堂又は集会場
2	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの ロ 遊技場又はダンスホール ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗その他これに類するものとして一定のもの カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で一定のもの
3	イ 待合、料理店その他これらに類するもの ロ 飲食店
4	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
5	イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
6	イ 病院、診療所又は助産所 ロ (1) 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム(※1)、有料老人ホーム(※1)、介護老人保健施設、小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(※2)、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設等 ※1 避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。 ※2 避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。 (2) 救護施設 (3) 乳児院 (4) 障害児入所施設 (5) 障害者支援施設(※3)、短期入所又は共同生活援助を行う施設(※3) ※3 避難が困難な障害者等を主として入居させるものに限る。 ハ (1) 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム(※4)、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム(※4)、老人デイサービス事業を行う施設、小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(※4)等 (2) 更生施設 (3) 助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、一時預かり事業又は家庭的保育事業を行う施設等 (4) 児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童発達支援・放課後等デイサービスを行う施設 (5) 身体障害福祉センター、障害者支援施設(※5)、地域活動支援センター、福祉ホーム、共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。） ※4 ロ(1)に掲げるものを除く。 ※5 ロ(5)に掲げるものを除く。 ニ 幼稚園、特別支援学校
7 (9)	イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
8 (16)	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が上記（第1項から第4項まで、第5項イ、第6項又は第9項イ）に掲げる防火対象物の用途に供されているもの
9 (16の2)	地下街
10 (16の3)	建築物の地階（第16の2項に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの

表イ 消防用設備等及び防災に関する施設及び設備

消防法第17条の消防法第17条の技術上の基準に適合するもの又は当該技術上の基準に関する法令の改正の際に既存（又は工事中）の防火対象物に存するもので従前の基準に適合するもの。

ただし、壁や天井等に取り付けられているものについては、事業所床面積を占有するものではないため非課税対象外。

新規で非課税面積の適用を受けるには、面積がわかる平面図及び関係書類の提出が必要。

区分	非課税該当		消防用設備等
	資産割		
消火設備	○		1 消火器及び簡易消火用具 イ 水バケツ ロ 水槽 ハ 乾燥砂 ニ 膨張ひる石又は膨張真珠岩
	○		2 屋内消火栓設備
	○		3 スプリンクラー設備
	○		4 水噴霧消火設備
	○		5 泡消火設備
	○		6 不活性ガス消火設備
	○		7 ハロゲン化物消火設備
	○		8 粉末消火設備
	○		9 屋外消火栓設備
	○		10 動力消防ポンプ設備
警報設備	○		1 自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備
	○		2 漏電火災警報器
	○		3 消防機関へ通報する火災報知設備
	○		4 警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレンその他の非常警報器具及び次に掲げる非常警報設備 イ 非常ベル ロ 自動式サイレン ハ 放送設備
避難設備	○		1 すべり台、避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋その他の避難器具
	○		2 誘導灯及び誘導標識
消防用水	○		防火水槽又はこれに代わる貯水池その他の用水
消火活動上必要な施設	○		排煙設備、連結散水設備、連結送水管、非常コンセント設備及び無線通信補助設備

地方税法施行令第56の43			防災に関する施設及び設備
項	号	資産割	
3	1	○	建築基準法第35条に規定する次の施設又は設備 イ 避難階段又は特別避難階段、排煙設備（これに附置される予備電源を含む。）、非常用照明装置（これに附置される予備電源を含む。）、進入口（バルコニーを含む。）
		1 / 2	ロ 廊下、階段（避難階（直接地上へ通ずる出入口がある階）又は地上へ通ずる直通階段（避難階段等を除く。傾斜路を含む。）、避難階における屋外への出入口
	2	1 / 2	建築基準法施行令第20条の2第2号に規定する中央管理室 イ 排煙設備の制御及び作動の状態の監視に係る設備
		1 / 2	ロ 建築基準法第34条第2項）に規定する建築物（高さ31mを超える建物にの非常用エレベーターのかごを呼び戻す装置の作動に係る設備及び非常用エレベーターのかご内と連絡する電話装置
		1 / 2	ハ 消防法施行令第23条第1項の規定の適用がある防火対象物に設置されるものにあつては、同令第7条第3項第3号に規定する消防機関へ通報する火災報知設備
	3	1 / 2	建築基準法施行令第112条第11項に規定する次の防火区画部分 吹き抜けとなっている部分、階段の部分、昇降機の昇降路の部分、ダクトスペースの部分その他類する部分 （第1号及び第4号に掲げる施設又は設備に係るものを除く。）
	4	○	非常用エレベーター（これに附置される予備電源を含む。）
	5	○	尼崎市火災予防条例の規定により設置するもの イ スプリンクラー設備の有効範囲内に設置する避難通路
		1 / 2	避難通路（イに該当するものを除く。）、喫煙所、その他条例又は市長、消防長若しくは消防署長の命令に基づき設置する施設又は設備で、火災又は地震等の災害による被害を予防し、又は軽減するために有効に管理されていると市長が認めるもの

別表2 課税標準の特例の範囲

事業所税の課税標準の特例の範囲は、次表のとおりですが、適用に際して次の事項に御注意ください。

(1) 適用上の注意事項

- ① 課税標準の特例の規定の適用を受けるかどうかの判定は、課税標準の算定期間（法人にあっては事業年度、個人にあっては個人に係る課税期間）の末日の現況により行います。
- ② 従業者について、課税標準の特例措置を受ける施設に係る事業の従業者がその他の事業にも従事している場合の従業者給与総額の計算は、その従業者の給与等をそれぞれ従事した分量に応じて按分してください。
ただし、その分量が明らかでないときは、均等に従事したものとし計算します。
- ③ 2つ以上課税標準の特例規定に該当する場合は、重複して特例措置が受けられます。
この場合、1つの規定を適用して計算した課税標準を基盤として順次、他の規定を適用することになりますが、適用順序が法定されておりますので、計算に当たっては、下記の「◇ 重複適用について」をご覧ください。
- ④ 従業者給与総額の計算に当たり **年齢55歳以上65歳未満の者【注2】**のうち雇用保険法その他の法令の規定に基づく雇用改善助成対象者がある場合には、その者の給与等の額は2分の1の額で計算してください。

【注2】 非課税措置と同様に、段階的に引き上げられました。※ P1 **【注1】** 参照

- ⑤ 新規で特例控除床面積の適用を受けるには、面積がわかる平面図及び関係書類の提出が必要です。

(2) 表の見方

- ① 項・号は、地方税法第701条の41（事業所税の課税標準の特例）の規定の項番号及び番号並びに地方税法の附則の条・項番号をあらわします。

(例)

項	号
1	6

とあるのは、地方税法第701条の41第1項第6号の規定が根拠となります。

項・号は、第44号様式別表3に記載してください。

- ② 特例該当欄に1/2又は3/4とあるのは、その対象施設等に係る事業所床面積又は従業者給与総額に乗ずる控除割合をあらわすもので、その割合を乗じて得た面積又は金額を対象施設等に課される事業所税の課税標準から控除することになります。

(3) 重複適用について

地方税法第701条の41第1項及び第2項の規定の適用がある場合は、次の順序により適用されます。

- 1 地方税法第701条の41第1項
- 2 地方税法第701条の41第2項

【注3】 ① 適用順位に従い、一の規定の適用後の課税標準を基礎として順次つぎの規定が適用されます。

- ② 地方税法第701条の41第1項の表各号の重複適用は行いません。

地方税法 第701条の41		特例の範囲	特例該当		対象施設等
項	号		資産割	従業者割	
1	1	協同組合等がその本来の事業の用に供する施設	1 / 2	1 / 2	法人税法別表3の協同組合等
	2	専修学校又は各種学校において直接教育の用に供する施設	1 / 2	1 / 2	学校教育法に規定する専修学校又は各種学校において直接教育の用に供する施設
	3	公害防止又は資源の有効な利用に供する施設（次号に掲げるものを除く。）	3 / 4		事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他公害の防止又は資源の有効な利用のための施設（専ら当該施設の用に供する事業所用家屋内に設置されるものに限る。） ア 水質汚濁防止法に規定する特定施設等を設置する工場又は事業場の汚水又は廃液の処理施設 イ 下水道法に規定する公共下水道を使用する者が設置する除害施設で一定のもの ウ 大気汚染防止法に規定するばい煙処理施設等 エ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定するごみ処理施設及び産業廃棄物処理施設で一定のもの オ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に規定する廃油処理施設 カ ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設から発生又は排出されるダイオキシン類の処理施設で一定のもの
	4	産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業その他公害防止又は資源の有効な利用のための事業の用に供する事務所以外の施設	3 / 4	1 / 2	次に掲げる事業の用に供する事務所以外の施設 ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業 イ 広域臨海環境整備センター法に規定する産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業 ウ 浄化槽法に規定する浄化槽の清掃の事業 エ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に規定する廃油処理事業
	5	家畜市場	3 / 4		家畜取引のため開設される市場でつなぎ場及び売場を設けて定期に又は継続して開場される施設
	6	生鮮食料品の価格安定に資することを目的として設置される施設	3 / 4		消費地食肉冷蔵施設で国、地方公共団体の補助又は（株）日本政策金融公庫等の貸付けを受けて設置されるもの
	7	みそ、しょうゆ若しくは食用酢又は酒類の製造施設	3 / 4		製造業者が直接これらの製造の用に供する施設のうち、包装、びん詰、たる詰等の作業施設以外の施設（原料処理、仕込、発酵熟成、火入、調整及び加熱殺菌の各工程に係る施設）

地方税法 第701条の41		特例の範囲	特例該当		対象施設等
項	号		資産割	従業者割	
1	8	木材取引市場、木材の加工・販売を業とする者がその事業の用に供する木材保管施設	3 / 4		木材取引のために開設される市場で、売場を設けて定期に又は継続して開場され、かつ、その売買が原則としてせり売り又は入札の方法により行われるもの。
	9	ホテル又は旅館の営業用施設（次号に掲げるものを除く。）	1 / 2		旅館業法に規定するホテル・旅館営業用施設（風俗営業法関連施設は除く。）のうちで客室、食堂（宿泊客用）、広間（宿泊客用）、ロビー、浴室、厨房、機械室等
	10	港湾施設	1 / 2	1 / 2	港務通信施設、旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合所、宿泊所（客室等で、前号と同じ）、船舶役務用施設、船舶のための給水施設、給油施設、給炭施設、船舶修理施設、船舶保管施設
	11	港湾施設のうち上屋及び倉庫	3 / 4	1 / 2	臨港地区内における上屋（荷さばきのための施設）及び倉庫業法第7条第1項に規定する倉庫業者の寄託荷物にかかる床面積に限る（自家用荷物にかかる面積は含まない。）。 ※尼崎市の臨港地区は、東海岸町、船出、鶴町、扇町末広町1丁目及び2丁目の各一部
	12	外国貿易のため外国航路に就航する船舶により運送されるコンテナ貨物の荷さばき施設（前号に掲げるものを除く。）	1 / 2		コンテナプレートステーション
	13	一般港湾運送事業又は港湾荷役事業の用に供する上屋（第11号に掲げるものを除く。）	1 / 2		臨港地区外に設置される上屋（荷さばき施設）
	14	倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫（第11号及び第18号に掲げるものを除く。）	3 / 4		倉庫は、倉庫業法第7条第1項に規定する倉庫業者の寄託荷物にかかる床面積に限る。（自家用荷物にかかる面積は含まない。）
	15	タクシー事業用施設	1 / 2	1 / 2	営業所、車庫、点検施設、給油施設、洗車施設整備工場（直営に限る。）、資材部品倉庫等で事務所以外の施設
	16	公共の飛行場に設置される施設	1 / 2	1 / 2	格納庫、運航管理施設、整備施設等
	17	流通業務地区内に設置される一定の施設（次号に掲げるものを除く。）	1 / 2	1 / 2	トラックターミナル、鉄道の貨物駅その他貨物の積卸しのための施設、倉庫、野積場、上屋、店舗、自動車駐車場等 ※尼崎市に流通業務地区はありません。
	18	流通業務地区内に設置される営業用倉庫	3 / 4	1 / 2	倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫 ※尼崎市に流通業務地区はありません。
	19	特定信書便事業者の事業用施設	1 / 2	1 / 2	信書便物の引受け及び配達のために供する施設その他信書便物の送達のために供する施設で信書便物の表示、区分、転送、還付及び管理のために供するもの

地方税法 第701条の41		特例の範囲	特例該当		対象施設等
項	号		資産割	従業者割	
2		心身障害者を多数雇用する一定の事業所等（障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく助成金の支給に係る施設又は設備に限る。）	1 / 2		常時雇用する心身障害者（短時間労働者を除く。）の数と重度心身障害者である短時間労働者の数を合計した数に心身障害者である短時間労働者（短時間労働重度心身障害者を除く。）の数に2分の1を乗じて得た数を加算した数が10以上であり、かつ、常時雇用する労働者（短時間労働者を除く。）の総数に短時間労働者の総数に2分の1を乗じて得た数を加算した数に対する常時雇用する心身障害者（短時間労働者を除く。）の数（当該心身障害者のうちに重度心身障害者がある場合には、当該心身障害者の数に当該重度心身障害者の数を加算した数）と短時間労働重度心身障害者の数を合計した数に短時間労働心身障害者の数に2分の1を乗じて得た数を加算した数の割合が2分の1以上である事業所等。
地方税法 附 則		特例の範囲	特例該当		対象施設等
第33条	第5項		資産割	従業者割	
	第5項	特定農産加工業経営改善臨時措置法の規定による特定農産加工業者等が承認計画に従って実施する経営改善措置に係る一定の事業用施設	1 / 4		令和10年3月31日までに経営改善措置等に関する計画の承認を受けたものを特例措置の対象とする。法人の場合は計画の承認を受けた日から5年経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで、個人の場合は最初に終了する年分まで特例を適用する。 ※最初の承認から5年のため変更等の承認は含めません。
	第6項	一定の政府の補助を受けた者が児童福祉法に規定する事業所内保育事業に係る業務を目的とする施設のうち当該政府の補助に係る事業所等	3 / 4	3 / 4	平成29年4月1日から令和7年3月31日までの間に、その者が補助開始日から引き続き当該政府の補助を受けている場合に限る。

別表3 減免の範囲

1 適用上の注意事項

- (1) 減免の対象施設に該当するか否かの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。
 (2) 減免申請書は、法定納期限までに申告書と併せて提出してください。法定納期限を過ぎた場合は減免できませんのでご注意ください。

整理番号	施設	減免額
1	道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条第1項の規定による指定自動車教習所でその本来の事業の用に供する施設	資産割及び従業者割の2分の1
2	道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1項第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業者で、事業を行う者がその本来の事業の用に供する施設（当該事業者がその本来の事業の用に供するバスの全部又は一部を学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）又は同法第124条に規定する専修学校がその生徒、児童又は園児のために行う旅行の用に供した場合に限る。）	資産割及び従業者割の一定割合の2分の1 $\left(\begin{array}{l} \text{一定割合} = \\ \frac{\text{当該旅行に係るバスの} \\ \text{走行キロメートル数の合計数}}{\text{当該者の本来の事業に係るバスの} \\ \text{総走行キロメートル数の合計数}} \end{array} \right)$
3	酒税法（昭和28年法律第6号）第9条に規定する酒類の販売業のうち卸売業に係る酒類の保管のための倉庫	資産割の2分の1
4	地方税法第701条の41第1項の表の第15号に掲げる施設（当該施設に係る事業を行う者で市の区域内に有するタクシーの台数が250台以下であるものに限る。）	資産割及び従業者割の全額
5	古紙の回収の事業を行う者が当該事業の用に供する施設	資産割の2分の1
6	家具の製造又は販売の事業を専ら行う者が、製品又は商品の保管のために要する施設	資産割の2分の1
7	ビルの室内清掃、設備管理等の事業を行う者が本来の事業の用に供する施設	当該事業に直接従事する者に係る従業者割の全額
8	地方税法第701条の41第1項の表の第11号、第13号、第14号又は第18号に掲げる施設のうち、倉庫業法（昭和31年法律第121号）に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫又は港湾運送事業法（昭和26年法律第161号）第2条第2項に規定する港湾運送事業のうち同法第3条第1号又は第2号に掲げる一般港湾運送事業若しくは港湾荷役事業の用に供する上屋で、市の区域内に有するこれらの施設に係る事業所床面積の合計面積が倉庫又は上屋のそれぞれについて3万平方メートル未満であるもの	資産割及び従業者割の全額

令和8年4月1日発行

〒660-8501

尼崎市東七松町1丁目23番1号

尼崎市総務局税務管理部資産税課

電 話 (06) 6489-6267

FAX (06) 6489-6875